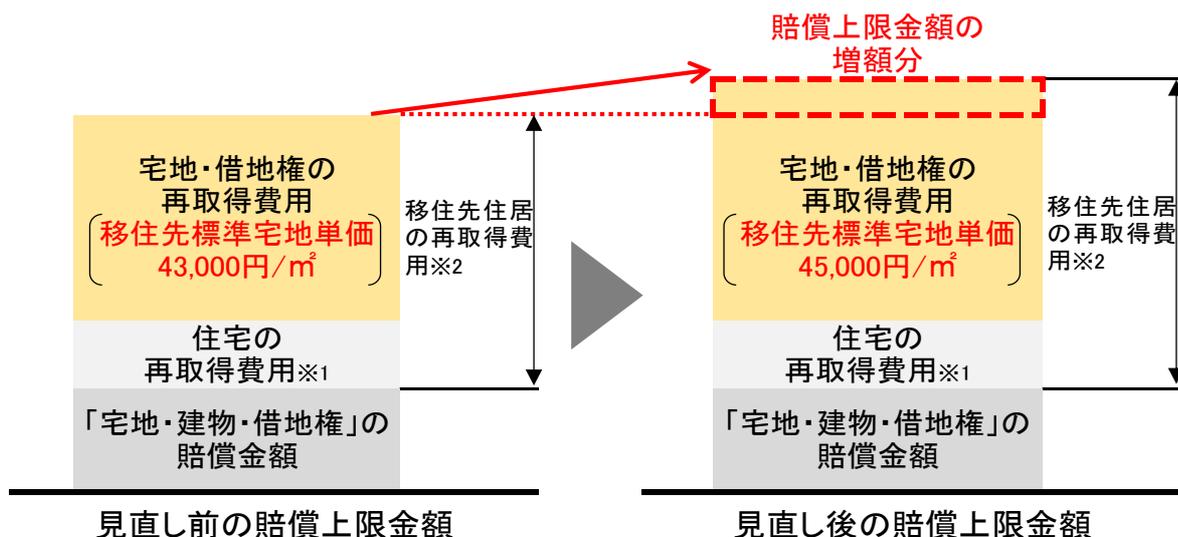


【見直し内容イメージ】



※1 住宅の再取得費用の算定式は以下のとおり

$$\text{住宅の再取得費用} = (\text{算定対象資産の想定新築価格} - \text{算定対象資産の時価相当額}) \times 75\% + \text{住宅の再取得にかかる諸費用}$$

※2 住居確保にかかる費用（持ち家）の賠償において「移住」をご選択されたご請求者さまについては、ご請求いただいた金額がすでにお支払いさせていただいている宅地・建物・借地権の賠償金額を超えた場合に、超過分を「移住先住居の再取得費用」の範囲内で賠償させていただきます。

【宅地・借地権の再取得費用の算定式】

$$\text{宅地・借地権の再取得費用} = \left( \left( \text{従前の宅地面積 (上限 250 m}^2\text{)} \times \text{移住先標準宅地単価 } 43,000 \text{円/m}^2 \right) - \left( \text{従前の宅地面積 (上限 400 m}^2\text{)} \times \text{従前の宅地単価} \right) \right) \times 100\% \text{ } ^{\ast 3 \ast 4} + \text{宅地・借地権の再取得にかかる諸費用 } ^{\ast 5}$$

※3 「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針 第四次追補」にもとづき、移住を余儀なくされた区域以外にお住まいであった方で移住先住居の再取得費用をご請求いただく方は、75%を乗じて算定させていただきます。

※4 借地権をご請求いただいた方は、借地権割合をさらに乗じて算定させていただきます。

※5 宅地・借地権の再取得にかかる諸費用も変更の対象となります。